

令和2年 9月18日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和2年9月18日(金)午後 2時30分開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和元年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和元年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 令和元年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 令和元年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 令和元年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 令和元年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
認定第 8号 令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について
審査報告(予算決算常任委員会委員長)
- 日程第 2 請願第 1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
審査報告(文教福祉常任委員会委員長)
- 日程第 3 意見書案第1号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について
- 日程第 4 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 日程第 5 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書につ

いて

追加日程第 1 議会運営委員辞任の件

追加日程第 2 議会運営委員選任の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	越川良男君
2番	柳堀忠君
3番	桜井莊一君
4番	土屋光正君
5番	宮澤健君
6番	佐久間義房君
7番	板寺正範君
8番	花香孝彦君
9番	大網正敏君
10番	城之内一男君
11番	高木武男君
12番	鈴木正昭君
13番	土屋進君
14番	山崎ひろみ君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町	長	岩田利雄君
副町	長	金島正好君
監査委員		平山茂君
総務課	長	向後喜一朗君
町民課	長	伊藤雅晃君
まちづくり課	長	鈴木秀樹君
健康福祉課	長	海上孝君

会 計 管 理 者 渡 辺 佳 則 君
病 院 事 務 長 寺 嶋 利 和 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 土 屋 富 士 雄 君
教 育 長 五 十 嵐 正 憲 君
教 育 課 長 多 田 克 己 君
生 涯 学 習 担 当 課 長 前 田 泰 孝 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 笹 本 忠 男
次 長 石 毛 美 恵 子
主 査 岩 瀬 知 博

(午後 2時30分 開議)

議長(山崎ひろみ君)

皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち、報告します。令和2年9月10日付で、予算決算常任委員会委員長に佐久間義房君、及び副委員長に花香孝彦君への交代がありましたので、報告します。次に本日、議員発議による意見書案3件を受理しました。

以上で、報告を終わります。

これから議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、令和元年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上、8会計決算認定等を一括議題とします。

本案については、予算決算常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、佐久間義房君。

6番(佐久間義房君)

予算決算常任委員会審査報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました、認定第1号、令和元年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和元年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和元年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和元年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和元年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和元年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、認定第8号、令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について、以上、8会計の決算について、去る9月10日及び11日には認定第1号、令和元年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを、14日には認定第2号、令和元年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計

決算認定についてまでの7会計について、委員会を開催し、副町長、病院長、担当課長、事務長等の出席を得て、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

審査にあたりましては、執行部より内容説明があり、その後、質疑が行われました。本予算決算常任委員会は、議長を除く議員13名で構成する委員会であり、議長にも出席をいただいておりますので、内容については省略させていただき、採決の結果を報告させていただきます。

認定第1号から認定第6号まで、及び認定第8号につきまして採決した結果、当委員会としては、出席委員賛成全員により、決算書のとおり認定すべきものとすることに決定しました。

また、認定第7号につきましては、採決した結果、当委員会としては出席委員賛成全員により、決算書のとおり可決及び認定すべきものとすることに決定しました。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに起立によって行います。

初めに、認定第1号、令和元年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（山崎ひろみ君）

起立全員です。

従って、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和元年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和元年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和元年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和元年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第 5 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第 6 号、令和元年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第 6 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第 7 号、令和元年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第 7 号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、認定第 8 号、令和元年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (山崎ひろみ君)

起立全員です。

従って、認定第 8 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 2、請願第 1 号、「国における 2021 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第 2 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見

書」採択に関する請願、以上2件を一括議題とします。

この請願は、文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。従って、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

それでは、文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました請願第1号、「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願については、去る9月16日に教育長、教育課長の出席を得て、委員会を開催し慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず請願第1号についての審査における意見等を要約して申し上げます。

感染症予防を含め、多くの教職員、生徒、保護者も感じていると思われませんが、細かな指導が出来る人数は、15人から25人くらいが適当だと思われれます。これら子供中心の教育が出来る教育環境に向け、予算拡充の請願に賛成する。少人数学級を進めていき、教育環境整備に関する予算確保を要望する請願に賛成する。

以上のような意見等があり、請願第1号、「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について採決した結果、当委員会においては賛成全員により採択とすべきものと決定いたしました。

次に請願第2号では、意見として、OECDの加盟国平均は4.3%であるのに対し、日本は2.9%と教育予算の占める割合が最低レベルであります。教育予算を堅持しつつ、将来を見据えた予算配分を求める必要があり、本請願には賛成する。

小学校において、英語教育が導入されることに従い、教員の確保が必要になります。ついては予算確保は不可欠であり、意見書に賛成する。

以上のような意見等があり、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について採決した結果、当委員会においては賛成全員により採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わりにします。

議長（山崎ひろみ君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に請願第1号、「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、請願第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第3、意見書案第1号、国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について及び日程第4、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

ここでお諮りします。

意見書案第1号及び意見書案第2号については、先に採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第1号及び意見書案第2号については、提案理由の説明は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、意見書案第1号、国における2021年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、意見書案第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

ここでお諮りします。

意見書案第3号については、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書3件については、議長においてしかるべく取り計らいますので、ご了承願います。

ここで、暫時休憩とします。このままでお待ちください。

(午後 3時03分 休憩)

(午後 3時04分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

会議を再開します。

次に、議会運営委員の高木武男君から、議会運営委員の辞任願が提出されています。

お諮りします。

議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

異議なしと認めます。

従って、議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議会運営委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、高木武男君の退場を求めます。

(高木武男君 退場)

議長(山崎ひろみ君)

9月18日付、高木武男議員から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、高木武男君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

高木武男君の入場をお願いします。

(高木武男君 入場)

議長(山崎ひろみ君)

ただいま議会運営委員が欠員となりました。

お諮りします。

議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思
います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とす
ることに決定しました。

追加日程第2、議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、東庄町議会委員会条例第5条第4項の規定によ
り、佐久間義房君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員に佐久間義房君を選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会 9 月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意 2 件、諮問 2 件、議案 9 件及び認定 8 件を提案させていただきます。議員各位には慎重なるご審議を賜り、おかげさまをもちまして全ての案件を原案のとおり可決、認定等をいただき、誠にありがとうございました。

会期中に頂戴いたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映するよう、努めてまいります。

今週、国においては菅内閣が発足し、16 日夜の初会議で安倍政権の取組を継承するとうたった基本方針を決定いたしました。新型コロナウイルスへの対応等、難題が山積しておりますが、新内閣の対策に期待するものであります。

さて、近年、毎年のように各地を襲う豪雨災害、いまだ終息が見えないコロナ禍の中で、今年も既に九州を中心とした豪雨災害が発生しております。更に今月 6 日から 7 日にかけて通過をいたしました大型で非常に強い台風 10 号により、九州全 7 県で計 180 万人に避難指示が発令されております。これからの季節、各地でこのような台風による被害も心配されているところでございます。

町といたしましても、ウイズコロナ時代における災害時の避難の在り方や、避難所の運営方法などについて、対策を進めているところでございます。また、災害発生時におきましては、感染拡大防止策を適切に行いつつ、いざという時に自分の身を守る行動を町民一人一人が取れるよう、様々な方法で意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、新型コロナ対策と共に、災害対策や様々な問題にしっかりと対応してまいり所存でございます。議員各位にもよろしくご指導、またご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

9 月とはいえ、まだ厳しい残暑が続いております。議員各位におかれましても、健康管理に十分ご留意をいただき、益々のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

それでは私からも一言、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様、執行部の皆様、9 月定例会、大変にお疲れさまでした。会期中は、決算審査はもちろん、各常任委員会、また議会改革特別委員会も開催され、充実し

た審議がされたことに感謝申し上げます。

現在のコロナ禍で、町民の皆様も生活が大変な方、また精神的に落ち込んでおられる方の声も多く伺います。ウイズコロナという言葉が世の中にも浸透しつつあると感じておりますが、それぞれが工夫をして明るい日常生活を取り戻せるよう、努力していかなければならないと思うところです。

皆様におかれましては、気温差が激しい時期です。体調に十分留意され、実りの秋になりますことをご祈念申し上げます。大変にお疲れさまでした。

以上で令和2年9月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 3時10分 閉会)